

一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会広告掲載取扱要領

令和7年3月1日

要領第1号

(目的)

第1条 この要領は、一般社団法人大野城市にぎわいづくり協議会(以下、「協議会」という。)が管理するホームページに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置等)

第2条 要綱第3条の規定による広告は大野城市にぎわいづくり協議会ホームページのトップページに掲載する。

2 広告は1社(1団体)につき1枠とする。

(広告の種類)

第3条 要綱第5条第1項第1号の規定による広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の規格)

第4条 要綱第5条第1項第2号の規定による広告の規格は、次のとおりとする。

色数 : カラー
広告の位置 : トップページ下部
大きさ : 縦320ピクセル・横840ピクセル
形式 : JPEG・PNG
データ容量 : 5MB以下

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第5条第1項第3号の規定による広告の禁止表現は、次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例)「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタンなど
- (2) 実際には機能していないもの
(例)入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニューなど
- (3) その他広告の表現として適切ではないと協議会が認めるもの

(広告掲載料)

第6条 月額【会員】1枠：5,000円【非会員】1枠：10,000円

※ただし、連続して2カ月以上の申し込みが必要

年額【会員】1枠：50,000円【非会員】1枠：100,000円

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、協議会が定める。

附則

(施行期日)

この要領は令和2年1月6日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は令和7年3月1日から施行する。